



## 点検

### 猪苗代町 新技術を用いた橋梁定期点検を実施しました

猪苗代町発注の橋梁定期点検業務において、新技術を導入した橋梁点検を実施しました。

対象橋梁は町が管理する2箇所の鋼橋で、桁下高さが10mを超えるものです。一般的に選定される橋梁点検車(BT-200型)は、桁下高さ5m程度までが適用範囲で、対象橋梁の橋脚下部まで届かないため、前回の点検では、より大きな規格の点検車(BT-400型:桁下高さ17m程度まで使用可能)を使用していました。

今回の点検では、国土交通省『NETIS(新技術情報提供システム)』に登録されている新技術で、BT-200型車両にゴンドラによる垂直昇降機能を搭載した橋梁点検車(ゴンドラ車:GC-200型)を採用しました。



ゴンドラ車(GC-200型)外観

- 車両サイズは一般的な橋梁点検車(BT-200型)と同等。



#### 橋脚点検でのゴンドラの垂直降下状況

- ゴンドラはワイヤーの巻上げにより7m/分で昇降。最大積載重量は200kg。
- 近接時は壁面吸着装置にてゴンドラを固定し、揺れに対する安全性を確保。

ゴンドラ車は、ゴンドラが最大50mまで垂直に昇降し、橋面上から桁下の橋脚最下部まで広範囲に近接が可能です。また、BT-200型と同等の車両サイズのため、BT-400型に比べて取り回しが良く、作業の効率化も期待できます。

ゴンドラ車の採用にあたっては、複数橋梁での使用や点検車の回送費用など経済性を比較検討した結果、今回の使用条件下では、BT-400型の使用と比べてコスト削減効果が得られると判断し、町と協議のうえ採用を決定しました。

点検当日は町建設課の職員と当支援機構の新人職員も見学するなか、桁下部の近接目視を円滑に行い、安全に作業を終えることができました。

当支援機構では、現地条件に応じた適切な橋梁点検の方法について提案し、実施することができますので、お気軽にご相談ください。

(構造保全課 Tel 024-597-7063)

## 泉崎村 舗装補修工事を支援しました

泉崎村道新田矢吹線は、県道埴泉崎線とあぶくま高原道路矢吹中央 IC を結ぶ一級村道で、令和 4 年の交通量調査においては、4000 台/12h と非常に交通量が多く、特に大型車混入率が 10%を超えている状況でした。

～ワンポイント(大型車両通行の影響)～  
車両通行による道路舗装への影響は軸重の4乗に比例しており、20トン車の通行は乗用車の16万倍も舗装にダメージを与えているとい

舗装損傷状況を調査したところ、劣化が著しく道路機能が低下し車両通行に支障をきたす状態であると判断されたことから、特に損傷が著しい区間から補修を実施することとなりました。

なお、損傷は、わだち掘れ量 35mm、ひび割れ率 35%を超えていたことから、表層及び一部路盤層の改良が必要であると判断し、現況交通に対する影響が少なく、なおかつ構造強化が可能な路上再生路盤工法(CAE)を採択しました。

～ワンポイント(路盤層修繕の重要性)～

表層のひび割れ等から雨水等が侵入すると路盤層の支持力が低下します。その状態で表層のみを修繕しても短期間で表層が劣化してしまうため、路盤層も含めた修繕が必要です。  
なお、路盤層も含めた修繕は、表

本工事は『社会資本整備総合交付金』を活用した事業で、当支援機構では、測量・調査・設計・積算業務を支援いたしました。



施工前

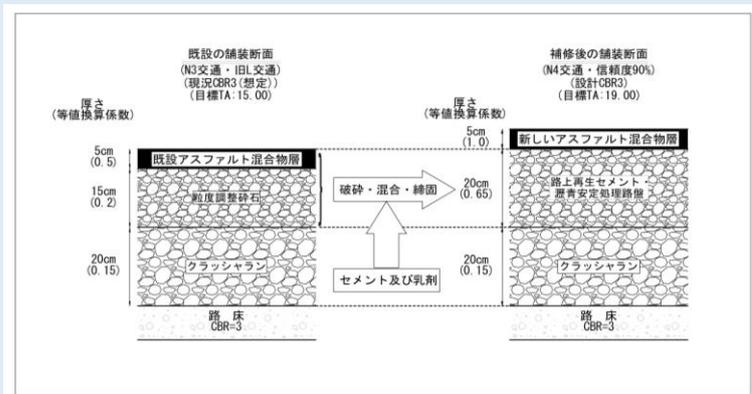


施工後

### 路上再生路盤工法(CAE\*)とは

路上破碎混合機を使用してアスファルト混合物層と既設粒状路盤材の一部にセメント及び乳剤を混合し、現位置で新しい上層路盤を再構築する工法です。

既設舗装を路盤材として再利用するため、産廃の発生量が少ない、施工速度が速く現況交通に対する影響が少ない、既設路盤材を安定処理するための舗装の構造強化ができる等の特徴を有しています。



路上再生路盤工法のイメージ

\*CAE : セメント(Cement)及びアスファルト乳剤(Asphalt Emulsion)の安定処理路盤材の総称。

当支援機構では、様々な公共事業の円滑な執行を支援しております。舗装補修工事を計画するにあたり、工法選定等で疑問点があればお気軽にお問い合わせください。

(土木技術課 Tel 024-522-5122)

## 建築物省エネ法及び建築基準法改正が施行されます

### 省エネ基準への適合義務化(建築物省エネ法)

令和7年4月1日から、原則全ての**新築住宅・非住宅**に省エネ基準適合が義務付けられ、増改築を行う部分も省エネ基準に適合する必要があります。

～ワンポイント(適用が除外される建築物)～

- ① 10㎡以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないもの
- ③ 歴史的建造物、文化財等
- ④ 応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等

### 省エネ基準への適合義務の範囲

建築物 延べ面積	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	適合義務 (平成29年4月～)	届出義務	適合義務 (平成29年4月～)	適合義務
中規模 (300～2,000㎡未満)	適合義務 (平成29年4月～)	届出義務	適合義務 (平成29年4月～)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

※国土交通省 住宅局 建築指導課「建築基準法・建築物省エネ法改正法制度説明資料」を基に作成

### 建築確認・検査の対象となる建築物の規模の見直し(建築基準法)

建築確認・検査の対象となる建築物の規模(建築基準法第6条1項)が見直され、対象外とするものは、構造に関わらず、都市計画区域等の区域《外》にある平屋かつ延べ面積 200㎡以下の建築物となります。さらに、構造関係規定等の審査も見直され、構造に関わらず、平屋かつ延べ面積 200㎡以下の建築物が審査省略の対象となります。

### 木造建築物に係る審査・検査の対象

審査・検査項目 指定区域	現行		改正 ※非木造の基準と統一	
	建築確認	構造等の安全性審査	建築確認	構造等の安全性・省エネ審査
都市計画区域等《内》	全ての建物	階数3以上又は延べ面積500㎡超	全ての建物	階数2以上又は延べ面積200㎡超
都市計画区域等《外》	階数3以上又は延べ面積500㎡超		階数2以上又は延べ面積200㎡超	

※国土交通省 住宅局 建築指導課「建築基準法・建築物省エネ法改正法制度説明資料」を基に作成

この見直しでは、確認済証を令和7年4月1日以前に受けた場合でも、施行日(令和7年4月1日)以降に工事に着手する場合は、完了検査時に省エネ基準や構造関係規定等への適合確認が必要になります。

なお、今回改正の施行日前後における規定の適用に関する留意事項がありますので、詳しくは、国土交通省住宅局『改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について』等をご覧ください。

当支援機構では、今後とも建築事業に関する計画策定から、調査・設計・積算・工事監理に至るまで発注者の皆様を幅広く支援してまいります。お気軽にお問い合わせください。

(建築課 Tel 024-522-5124)

## 令和6年度全技協北海道・東北ブロック支部 技術部会の開催について

去る11月28日～29日、当支援機構を含む北海道・東北の建設技術センター等職員が福島県に参集して、標記部会が開催されました。

初日の会議では各センター提案の議題について議論され、特に違算等を防ぐ観点から、積算業務における担当者育成事例や照査の体制・方法などについて、活発かつ有意義な意見交換が行われました。

2日目は、全国的に珍しい『ラビリンス型洪水吐』を有する千五沢ダム(阿武隈川水系北須川：石川町母畑)を視察して参加者の見聞を広げることができました。

今後は、部会で得た他センターの取組等の知見を生かして、当支援機構の更なる業務改善の進展が期待されます。



R6.11.29 千五沢ダムのラビリンス型洪水吐を背景に

(総務課 TEL 024-522-5123)

### 【編集後記】

2025年が始まりました。本年も当支援機構をどうぞよろしくお願いいたします。

さて、今年の干支は「乙巳(きのとみ)」で、これまでの努力や準備が実を結び始める年とのこと。歴史的にも中大兄皇子と中臣鎌足が蘇我入鹿を暗殺した645年、源頼朝が朝廷から守護・地頭を置く権利を得た1185年も「乙巳」であり、一層、変革の年という印象が強まります。

ちなみに、私は645年を「大化の改新」と教わった世代ですが、今は645年の暗殺は「乙巳の変」で「大化の改新」はその後の政治改革を指すそうです(驚)。お子さんと話す時は注意しましょう！

【編集・発行】一般財団法人ふくしま市町村支援機構 〒960-8043 福島県福島市中町7-17  
TEL(代表)：024-522-5123 FAX：024-522-3631  
E-Mail：info2@fctc.or.jp URL：https://www.fm-so.org/



支援機構 HP